

私たちの権利と義務

【私たちの権利】

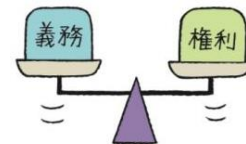
すべての天中生には、一人ひとりが体格や性格、容姿、家庭環境、その他の要因で不当に差別されることなく、夢や目標の実現に向かって努力することができ、安全で安心な学校生活を送ることができる権利があります。

同時に…

【私たちの義務】

すべての天中生は、一人ひとりがもつ権利が確実に保障されるために、社会や学校生活のルールを守り、学校全体の秩序と安全が保たれるように規律ある生活を送ること、また、他者の権利を侵害しないという義務を果たす必要があります。

すべての天中生が「義務」をしっかりと果たすことで、一人ひとりに与えられた「権利」が保障されます！！



【集団生活を送る上で大切な5つのこと】

- ①社会や学校生活のルールを守る。(安心・安全な学校生活の基盤)
- ②相手の気持ちを考えて行動する。(自分勝手な行動は周りの迷惑)
- ③言葉遣いや礼儀に気をつける。(親しき仲にも礼儀あり)
- ④相手の悪口(陰口)を言わない。(いじめX、SNS上への書き込み等も同様)
- ⑤相手との距離感に気をつける。(折り合いをつけることも大切)

天中四本柱

天間林中学校開校時に、天間館中学校と榎林中学校の生徒達が話し合い、学校生活で大切にすべき4つの基本の柱を設定しました。これを『天中四本柱』と呼んでいます。学校生活のあらゆる場面で、天中四本柱を意識した生活をしましょう。

明るい挨拶

確かな返事

元気な校歌

まごころ清掃



天間林中学校の1日の流れ

時間【平常時】	活動内容	心がけること・注意点
～ 8:10	登校	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車通学生徒は、『誓約書』に記載の約束を守って登校すること。自転車は自転車置き場に玄関側に詰めて駐車し、忘れずに鍵をかけること。ヘルメットは自転車かごに入れておく。 ・保護者送迎で登校する場合は、駐車場で乗り降りすること。ただし、ケガ等で歩行が困難な場合はこの限りではない。その場合は、事前に学級担任の先生に断って許可をもらうこと。 ・スクールバス利用生徒は、降車後は安全に気をつけて速やかに移動すること。 ・生徒玄関では友達を待たず、速やかに教室に移動すること。 ・防寒着の着脱は生徒玄関で行い、教室前廊下のロッカーにあるハンガーに掛けて置くこと。 ・8:10までに、教室の自分の席へ着席していなければ遅刻となる。 ・原則として制服登校。ただし、ケガ等で制服の着用が困難である場合は、事前に学級担任の先生に断って許可をもらうこと。 ・教室に入室したら、勉強道具を机の中にしまい、カバンはロッカーに入れること。 ・どうしてもサブバッグがロッカーに入らない場合は、廊下の棚の上に整頓して置くこと。
8:10～ 8:20	朝読書 or 朝会	<ul style="list-style-type: none"> ・8:05に広報委員会の放送あり。急いで着席し、読書を始めること（生徒会努力目標）。 ・8:10に朝読書完全スタート。読書の本は各自で用意する。本以外のものはしまうこと。 ・私語をせず、読書に集中すること。 ・テスト当日は、朝読書も可とする。 ・火曜日～木曜日は各学年集会、金曜日は生徒朝会か全校朝会がある。
8:20～ 8:30	朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・明るい挨拶で1日をスタートすること。 ・呼びかけや名前を呼ばれた際には、確かな返事で反応すること。 ・健康観察や係からの連絡を確実に行うこと。 ・万が一、貴重品や集金などがある場合は、朝の会開始前に学級担任の先生に直接渡すこと。
8:30～ 8:40	休み時間	<p>【休み時間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休み時間は、次の授業の準備をする時間。トイレや水飲み場付近にたむろしないこと。 ・移動教室や着替えが必要な場合は、素早く行うこと。着替え場所は男子が教室、女子が更衣室とする。 ・他の学級に無断で入ったり、他の人の物を勝手に使用したりしないこと。
8:40～ 9:30	1時間目	<p>【授業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3分前着席を守ること。 ・授業に集中すること。私語は絶対にしないこと。 ・午前中は原則制服となります。ただし、技能教科や実験が午前中にあり、トレパンに着替えをした場合は、以後の授業はトレパンで構わない。
9:30～ 9:40	休み時間	<p>【職員室の入室の仕方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防寒着等は、廊下で脱いでから入室すること。 ・『ノック3回』→『ドアを開ける』→『ドアの前で立ち止まる』→『用件を話す』『〇年〇組の〇〇です。〇〇先生に用事がありました。失礼します。(礼)』→帰る時は、入口のドアの前で「用事が済んだので帰ります。失礼しました。(礼)」と言ってから退室。
9:40～10:30	2時間目	<p>【トイレ使用場所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定されている場所以外は、使用しないこと。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 1年生…1階西トイレ 2年生…2階西トイレ 3年生…2階東トイレ
10:30～10:40	休み時間	
10:40～11:30	3時間目	<p>【保健室利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健室は体調が悪い生徒が一時的に休める場所。利用する場合は、学級担任または次の授業の教科担任に断ってから利用すること。 ・給食準備は10分以内で行えるようにすること。 ・給食当番は、速やかに白衣に着替え、手洗い・うがいを必ずした上で、準備に取り掛かること。 ・当番以外の生徒は、手洗い・うがいをしたら、速やかにおぼんをもって廊下に並ぶこと。 ・給食での割りばしの使用は禁止。はしを忘れた場合は、学級担任に相談すること。 ・全員で協力して、速やかに片付けを済ませること。 ・広報委員会の放送とBGMあり。音楽が止まるまでは、自分の席で歯磨きをすること。
11:30～11:40	休み時間	
11:40～12:30	4時間目	
12:30～13:00	給食	
13:00～13:07	片付け	
13:07～13:10	歯磨き	
13:10～13:45	昼休み	<p>【昼休みの過ごし方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずはトレパンに着替えをすること。 ・他学年の教室や教室前廊下には行かないこと。 ・校内を走らないこと。 ・体育館や図書室、多目的ホールを利用する場合は、ルールとマナーを守って利用すること。 ・係活動や委員会活動がある場合は、そちらが優先。 ・昼休みに限り、教室でトランプ、ウノ、将棋、オセロ、囲碁で遊ぶことができる。 ・予鈴がなったら、遊ぶのをやめてすぐに片付けを行い、速やかに教室に戻って授業準備をすること。
※予鈴13:35		
13:45～14:35	5時間目	<p>【5時間授業の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 14:40～14:55 清掃 15:00～15:10 帰りの会
14:35～14:45	休み時間	
14:45～15:35	6校時	
15:40～15:55	清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・授業後、教室の机と椅子を下げたら、速やかに清掃場所へ移動すること。 ・まごころ清掃を意識し、時間いっぱい丁寧に掃除をすること。清掃時の私語は厳禁。 ・清掃後は、速やかに教室に戻って帰りの会の準備をすること。
16:00～16:10	帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> ・係からの連絡を確実にすること。 ・教科連絡や提出物等については、しっかりとメモを取ること。
16:10～	放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後の活動がない生徒は、速やかに下校すること。友達を待たないこと。 ・特にスクールバス利用生徒は、絶対に乗り遅れないように早めに移動すること。 ・保護者送迎の生徒は、事前に下校時間をお家の方で確認しておくこと。 ・自転車通学生徒は、『誓約書』に記載の約束を守って、安全に気をつけて帰ること。また、暗い時には、ライトを必ずつけて運転すること。 ・部活動や委員会がある場合も、荷物はすべて活動場所に持っていき、教室に戻ってこないようにすること。 ・部活動や委員会を学級や家庭の事情で休む場合は、事前に顧問の先生に事情を話しておくこと。

校則について（服装）

【制服について】 ※男子もスカートを選択できるものとする。着用時のルールは女子に準ずる。

≪ 男子 ≫

	冬型	夏型
制服	○上下とも認証マークつき標準学生服 ○ズボンの長さは、ズックをはいた状態で床につかない程度	○白ワイシャツ (ズボンの中におさまるもの) ○ズボンの長さは、ズックをはいた状態で床につかない程度
ベルト	○黒色で、デザインは制服にふさわしいもの	○左記に同じ
ソックス	○白・黒・無地のスクールソックス（ワンポイント可）ただし、行事の際は白に統一する。 ○ソックスは、長すぎたり短すぎたりしない ○くるぶしソックス（くるぶしが完全に隠れないような長さ）ははかない	○左記に同じ

≪ 女子 ≫

※R6年度より、女子の制服にスラックスを導入しました。

	冬型	夏型
制服	○スカートの長さは膝が隠れる程度とする ○スカートを折ってはかない ○スラックスの長さは、ズックをはいた状態で床につかない程度 ○濃紺・ヒダ16のスカートまたはスラックス	○左記に同じ
ベルト	○黒色で、デザインは制服にふさわしいもの	○左記に同じ
リボン	○グレーのチェック	○左記に同じ
ソックス	○黒のストッキングまたは黒のタイツ ○ソックス着用時のルールは、男子に準ずる ○体育時はソックスとする	○男子に準ずる

【中着について】 ※校舎内での生活は、基本的に中着で調節します。

≪ 男女共通 ≫

冬の制服時	夏の制服時
○中に着るものは、Tシャツやトレーナーなど（長袖・半袖）とし、体調や寒さによっては、ベストやセーター、カーディガンなどを着ても構わない ○その際、襟元や袖から出ないもの、色は白・黒・紺・グレーで、無地またはワンポイントのものとする	○中に着るものは、学校指定のTシャツか白ワンポイント（握りこぶし以下）とする

【防寒着について】

○特に制限はないが、派手なものは避ける。

【履き物について】

冬型	夏型
○特に制限はないが、登下校にふさわしくないもの（女子のロングブーツなど）は避ける	○夏の体育でしっかり活動できる、ローカットの運動靴とし、ひもは左右同じものにする

【トレパンについて】

○自分のネームが刺繍（ししゅう）されたものを着用する。

○ズボンの長さはズックを脱いだ状態で床につかない程度とする。

【その他】

- スクールザック、スポーツバック、部活用のカバン（ラケット等も）、筆箱等、学校で使用するものには、キーホルダーやマスコットをつけない。
- 自転車の鍵には小さいキーホルダーをつけてもよい。（安全上、大きいものはつけない）

校則について（頭髪）

【基本方針】

『勉強・スポーツに集中できる（天中生らしい）頭髪にしよう』

≪男女共通≫

- 染めない、脱色しない、パーマをかけない。
- 整髪料は使用しない。
- ツープロック可とする。ただし、必ず左右対称とする。
- 眉毛を細くしたり、薄くしたりなど加工しない。
- 前髪は目にかからない長さとする。

≪ 男子 ≫

- 横は耳にかからない長さ、後ろは襟につかない長さにする。

≪ 女子 ≫

- 後ろは肩につかない程度の長さにする。それより長くする場合は、ゴムで結ったりピンで留めたりするなど、礼をしたときに顔の前に垂れてこないようにする。
- 前髪を斜めにカットしない。
- ハーフアップ可とする。髪を結った時に横髪を垂らさず、耳が見えるようにピンで留める。
- ゴム、ピンの色は黒、紺、茶とする。ピンの形はアメリカピン以外のものでも可とする。ただし、おしゃれ目につけてきたり、授業中などにピンの音をさせたりしているような場合があった時には禁止となることも付け加える。
- お団子や高い位置で結ぶことも可とする。ただし、いずれの場合においても、登校後に何度も直す必要のない髪型にする。

※服装や頭髪については、やむを得ない事情がある場合（ケガや病気など）は配慮することも可能ですので、保護者を通じて学級担任に相談してください。

【校則改訂の歴史】

- ・令和3年度 後期生徒総会にて 女子のハーフアップ可。アメリカピン以外の使用可。
- ・令和5年度 後期生徒総会にて 女子の制服にスラックスを導入。
- ・令和6年度 前期生徒総会にて 前髪の長さ、ツープロックやお団子も可、ソックスの色、男子のスカート選択可。
（下線部分が変更箇所）

自転車利用について

【自転車点検証明カード&誓約書について】

※2・3年生の自転車利用希望者は新任式の日、新入生の自転車利用希望者は入学式の日、オレンジファイルに入れて、家庭調査票とともに提出することになっています。

自転車点検証明カード

七戸町立天間林中学校

このカードは、自転車販売店で点検してもらったことを証明するためのものです。点検時にカードを販売店の方にお渡しして、証明印を押してもらってください。このカードがなければ自転車利用は許可されませんので、中学校に許可をもらう時に必ず提出してください。

年 組 氏名 _____

防犯登録番号 _____

車体番号 _____

上記の者の自転車を点検したことを証明します。

令和6年 月 日

証明印（お店の名前・住所・電話番号・押印）

誓約書

七戸町立天間林中学校長 殿

【生徒】下記のような交通ルール（自転車に乗るときの約束）を守って、安全に自転車に乗ることを誓います。

【保護者】責任をもって、安全に自転車に乗ることを誓います。

令和6年 月 日

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____（自署）

《 天中生 自転車に乗る時の約束 》

- ①道路交通法を守ります。
- ②ヘルメットをかぶり、あごひもをしっかりかけます。
- ③道路の左端（原則車道）を通行し、通学時は定められた通学路を通ります。
- ④自分の自転車の管理（施設など）をしっかりし、他人の自転車にいたずらしません。
- ⑤二人乗り、無灯火運転、信号無視、並進、手放し運転などの危険な乗り方はしません。
- ⑥自転車はきちんと整備されたものを選び、改造などはしません。
（学校での指導項目…ブレーキ、ライト、ベル、反射材、サドルやハンドルの位置、TSマーク、利用許可ステッカー）
- ⑦雪道や凍結路では乗りません。また、雨天時は傘をさして乗りません。
- ⑧交差点では一時停止や前後左右を確認します。斜め横断はしません。

【ルール違反に対する指導について】

※『誓約書』に記載の“自転車に乗る時の約束”に違反した場合は、以下の対応とします。

【職員が発見した場合】

- ・発見者が現場指導 → 学級担任に報告し追指導
- 学級担任が生徒指導主事に報告。

【職員以外からの報告で発覚した場合】

- ・学級担任が生徒に事実確認し指導 → 学級担任が生徒指導主事に報告。

- ・上記のいずれの場合においても、指導後に学級担任からイエローカード（レッドカード）を生徒に渡し、保護者連絡をする。

- ・1回目の違反 → 保護者連絡
- ・2回目の違反 → 保護者連絡（1週間の使用禁止）
- ・3回目の違反 → 保護者来校要請（今年度の使用禁止）

警告（イエローカード）


【違反日時】

令和 年 月 日（ ） : 頃

【違反内容】

- ヘルメットの未着用
- ヘルメットのあごひもがしっかりとかかっていない
- 無灯火
- 信号無視
- 並進
- 一時不停止
- 車道右側通行
- 2人乗り
- 手放し運転
- 整備不良の自転車運転
- 雨天時の傘差し運転
- 雪道や凍結時の運転
- その他（ ）

【違反後の対応】

	【1回目の違反】 → 保護者連絡
	【2回目の違反】 → 保護者連絡（1週間の使用禁止）
	【3回目の違反】 → 保護者へ来校要請（今年度の使用禁止）

【保護者自署】

氏名 _____

※なお、違反や地域からの苦情が続く場合は、臨時全校集会を開いて全体指導を行います。

生徒会会則

第1章 総則

第1条（名称）

○この会の名称は「天間林中学校生徒会」とする。

第2条（組織）

○この会の天間林中学校に在学する生徒会員をもって組織する。

第3条（活動手続き）

○この会で計画し実施しようとする活動は、本校職員の助言により、校長の承認を得て実施される。

第4条（活動目標）

○この会は、生徒が自主的に活動し、学校生活の向上とよりよい校風を作ることを目標として活動される。

第5条（名誉会長）

○この会の名誉会長は、校長とする。

第2章 役員

第6条（役員構成）

○この会に次の役員をおく。

（1）執行部役員（会長1名）・（副会長1名）・（執行委員若干名）

第7条（役員選出）

（1）会長、副会長は選挙規定に基づいて、会員全員の投票により選出され、校長が任命する。また、執行委員は会長の指名により選出され、会長が任命する。

（2）役員はかねることができない。

第8条（役員役割）

（1）会長はこの会を代表し、会務を総括する。

（2）副会長は会長を助け、会長に事故ある時は代行する。

（3）執行委員は会議を記録し、関係書類と共に保管する。

第9条（役員任期）

（1）執行部役員の任期は4月から、翌年3月までの1年間を原則とするが、新旧執行部役員交代は年度末生徒総会で行う。ただし、欠員が生じたり、不信任案による改選役員の任期は前任者の残任期間とする。また、1月から3月までは新執行部員を代行させ、その助言を行う。

（2）常置委員長は、4月から翌年3月までの1年間を原則とするが、新委員長（2年生）が決まり次第、新委員長を代行させ、その助言を行う。

第10条（不信任案）

○全会員の3分の1以上の署名により不信任案が成立し、全会員の投票により過半数の賛成で決める。

第3章 会議

第11条（会議の種類）

○この会は、次の会議を持つ。

- A 生徒総会 B 生徒議会 C 執行部会 D 常置委員会
E 特別委員会

第12条（総会）

○総会はこの会の最高決議機関であり、定例総会は年2回とする。（4～5月に前期生徒総会、2～3月に後期生徒総会を行う。）

（1）総会で決める問題は次のとおりである。

（イ）前期生徒総会

会則の改正、各常置委員会・各部の活動計画、および予算決定、各種行事の承認、その他この会の目的達成に必要な事項。

（ロ）後期生徒総会

会則の改正、決算の承認、活動反省、新旧執行部の交代。その他この会の目的達成に必要な事項。

（2）総会の議長・初期

各学級の議長・書記の中から、生徒会長が指名し、決定する。

議長及び書記は、年2回の定例総会の司会及び記録を行う。

（イ）議長1名

（ロ）書記2名

第13条（臨時総会）

○生徒議会が必要と認めたとき、並びに会員の5分の1以上の要求の署名があったとき、顧問教師と協議の上、学校長の承認を得て開く。

第14条（生徒議会）

○生徒総会に次ぐ決定機関として生徒議会を置く。生徒議会は、執行部、各委員会委員長、各学級の室長、時には各部の部長、特別委員会の委員長をもって構成する。

（1）全校生徒の意見を幅広く聞く。

（2）学校生活向上のために、生活上の問題点を明確にする。

（3）生活上の問題点の対策、取組の方針を検討する。

第15条（執行部会）

○会長、副会長、執行委員の執行部員により構成され、生徒議会の提案の事項の審議、その他の準備にあたる。

第16条（会議の成立）

○全ての会議は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第17条（決議）

○決議は全ての参加者の過半数の賛成で決める。

第4章 委員会

第18条（常置委員会）

○この会は各学級の代表から構成される、次の常置委員会を設ける。各々の委員会は全校活動を活発に有効に行うため、委員長及び副委員長（3年生）を互選し、顧問教師の指導助言のもとに年間計画を作成し、その仕事に努める。

（1）学年委員会

○よりよい学年にするための取組を行う。

○学年朝会の司会・進行を行う。

（2）生活委員会

○校内で安全に生活できるようにするための取組を行う。

○あいさつ・返事の向上を目指した活動を行う。

（3）広報委員会

○朝や給食時間に校内放送を行う。

○校内にポスターを掲示する。

○賞状伝達時の読み上げと介添えや、賞状の掲示をする。

（4）環境委員会

○清掃しやすいように、用具の準備などを行う。

○校内外の環境整備を行う。

（5）学習図書委員会

○図書室の管理や貸し出しを行う。

○学習キャンペーンなど学力向上の活動を行う。

（6）保健給食委員会

○加湿器管理や換気など、健康管理に関わる取組を行う。

○配膳コンテナの片付けサービスやふきん洗いなどを行う。

（7）体育奉仕委員会

○昼休み、安全に遊べるように管理や呼びかけを行う。

○福祉・ボランティア活動を行う。

○空き缶回収ボックスの管理を行う。

第19条（特別委員会）

○この会には、次の特別委員会を設けることができる。各々の委員会の目的を達成するため、活動計画を作成し仕事に努める。目的が達成されると解任される。

（1）選挙管理委員会

○天中生徒会会員の選挙権を有する。

会長（1名）、副会長（1名）の立ち会い演説会並びに選挙日程等を計画する。

○立候補者が定員と同数の場合には、信任投票を行う。

第5章 部活動

第20条（部活動）

○本校には次の部を置き、全員加入制とする。3年間継続することを原則とする。

- 運動部
 - ・野球部
 - ・ソフトボール部（女子）
 - ・卓球部
 - ・陸上競技部
- 文化部
 - ・吹奏楽部
 - ・応援部（令和4年度から新設）

※サッカー、硬式野球、水泳、その他個人での活動も可とするが、その場合は本校応援部に所属することを原則とする。ただし、これまでと同様に本校の部活動に所属しながらクラブチームなど個人の活動をすることも認める（必ず部活動顧問と相談すること）。

第6章 費用

第21条（運営費用）

○この会の費用は会費、および他の収入による。

第22条（会計年度）

○会計年度は4月に始まり、翌年3月に終わることを原則とする。

第7章 その他（附則）

第23条（執行部役員改選）

○執行部役員改選は、原則として毎年12月に行う。

第24条（顧問教師）

○顧問教師は、会の運営について指導助言し、校長並びに職員との連絡を取る。

第25条（施行）

○この会則は平成29年4月1日より施行する。

【附則】

- 平成30年4月1日 第18条（2）改正（委員会の名称変更）
- 平成31年4月1日 第18条（4）（6）改正（委員会の名称変更）
- 令和4年4月1日 第18条（2）改正（委員会の名称変更）
- 令和4年4月1日 第20条 改正（応援部の新設）
- 令和6年4月1日 第7条（1）改正（役員の選出方法変更）
- 令和6年4月1日 第8条（4）改正（役員の役割変更）
- 令和6年4月1日 第18条（6）改正（委員会の仕事内容変更）

役員選挙管理規定

天間林中学校 選挙管理委員会

- 第1条 この規定は、天間林中学校生徒会役員選挙に適用する。
- 第2条 この規定により選挙される役員は次の通りとする。
会長 1名（会長立候補者は2年生とする）
副会長 1名（副会長立候補者は1年生とする）
- 第3条 前条に掲げた役員選挙は毎年12月に行う。また、任期中欠員が生じた場合は、下記選出方法のいずれかを、生徒議会で決定する。
・次点者繰り上げ
・補欠選挙
・代理執行
- 第4条 選挙事務を処理するために選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は、各学級選出による委員で構成される。但し、立候補者、及び応援者は、選挙管理委員を兼ねることができない。
- 第5条 選挙管理委員会は互選により委員長を置く。
- 第6条 選挙管理委員会は、次のことを行う。
1 選挙日程の告示に関する事項
2 推薦立候補者及び立候補に関する事項
3 選挙公報の告示に関する事項
4 開票に関する事項
5 当選者決定とその告示に関する事項
6 その他の選挙に関する事項
- 第7条 前条の第3項の告示は選挙期日20日前までにしなければならない。
- 第8条 選挙管理委員会は、役員投票用紙を投票会場において全生徒会員に配布する。
- 第9条 選挙は役員立候補者に対し、生徒会会員が平等に参加する直接且つ秘密投票により行う。
- 第10条 生徒会会員は役員選挙管理規定に基づき自由に立候補もしくは候補者を推薦できる。
生徒会会員が立候補もしくは候補者を推薦する場合は、指定事項記入の上、指定期日までに選挙管理委員会に届けなければならない。
- 第11条 開票は選挙管理委員会が行う。
- 第12条 当選者は有効投票の多数を得た者から順次決定する。立候補者が定員と同数の場合は信任投票を行い、過半数の信任を得た場合、立候補者を当選とする。過半数に満たない場合は再選挙を行う。
- 第13条 この規定の変更は生徒議会で諮り生徒総会の承認を得るものとする。
- 第14条 この規定は、平成29年4月1日より執行運用する。